

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年9月2日
【会社名】	株式会社 ディー・ディー・エス
【英訳名】	DDS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 統義
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成31年3月22日に提出いたしました第24期（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、2022年8月12日に内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしました。再度、記載事項に誤りがありましたので金融商品取引法第24条の4の5の第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日（平成30年12月31日）現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD（以下「MMT」という）に対して、当社が平成30年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役社長（以下「社長」という）が、MMTの既存株主であったGUNSMITH & SONS CORPORATION（以下「GSS」という）の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、社長及び一部の経営者の主導により、売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMTと共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、当社の取引先であるA社の全株式を、社長が平成28年2月から保有しているにもかかわらず当該事実を隠蔽していたことが判明しました。当社によるA社の意思決定機関の支配の有無及び影響力について、検討を行い、A社は当社の連結子会社及び関連会社に該当しないことを確認しましたが、関連当事者に含めるべきであると判断しました。さらに、A社に対して平成28年12月の売上計上取引について、最終作業の完了が平成29年1月になされているにもかかわらず、そのことを隠蔽し、売上の早期計上がおこなわれていることが認められました。

当社は、平成28年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー有限公司（以下「SST」という）取引について、社長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、社長が自ら発案し、社長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び社長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、平成28年12月にソフトウェアに計上したマガタマプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっておりますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、平成30年12月期から令和3年12月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見された。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、かかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1. 予算策定の精緻化
2. 企業風土の改革
3. コーポレート・ガバナンス / 内部統制の強化
 - (1) 役員に対するトレーニング機会の提供
 - (2) 会計リテラシーの向上
 - (3) 管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - (4) 内部監査体制の強化
4. 与信管理の厳格化
5. 適切な売上計上のための運用強化
6. 事業の選択と集中の検討 / 海外子会社の管理強化

以上

(訂正後)

下記に記載した財務報告にかかる内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度の末日(平成30年12月31日)現在の当社の財務報告にかかる内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD(以下「MMT」という)に対して、当社が平成30年12月に442,000千円の売上を計上した取引に関連して、当時の当社代表取締役社長(以下「社長」という)が、MMTの既存株主であったGUNSMITH & SONS CORPORATION(以下「GSS」という)の、議決権の過半数を保有していることが判明しました。MMTを当社の関連当事者に含めるとともに、当社がMMTの意思決定機関を実質的に支配していると判断したため、MMTを連結子会社とする必要があると判断しました。さらに、本取引については、社長及び一部の経営者の主導により、売上の相手先であるMMTをその株主であるGSSを通じて支配しているという事実を隠匿し、かつ、その支配関係を利用し、完成していないソフトウェアについて、完成したソフトウェアの使用許諾権として偽装し、MMTと共謀して架空の売上を計上したと認められました。

当社は、当社の取引先であるA社の全株式を、社長が平成28年2月から保有しているにもかかわらず当該事実を隠蔽していたことが判明しました。当社によるA社の意思決定機関の支配の有無及び影響力について、検討を行い、A社は当社の連結子会社及び関連会社に該当しないことを確認しましたが、関連当事者に含めるべきであると判断しました。さらに、A社に対して平成28年12月の売上計上取引について、最終作業の完了が平成29年1月になされているにもかかわらず、そのことを隠蔽し、売上の早期計上がおこなわれていることが認められました。

当社は、平成28年12月にシステム開発案件を受注し、売上を計上した相手先エスアンドエステクノロジー株式会社(以下「SST」という)取引について、社長がSSTの代表取締役B氏との関係を利用して、社長が自ら発案し、社長が資金の全額を負担することを条件に、当該事実を隠蔽し、SSTから当社に発注されたものであることが判明しました。さらに、SSTの全株式はB氏が保有しているものの、SSTが本案件以外に事業を行っていないこと及び社長との関係等を鑑みれば、B氏は当社に緊密な者に該当し、SSTを当社の関連当事者に含め、連結子会社とすべきと判断しました。

当社は、平成28年12月にソフトウェアに計上したマガタムプラットフォームに関し、将来の収益獲得の確実性を否定するような情報を隠蔽し、楽観的な情報のみに基づき、資産計上を行っていたことが判明しました。さらに、C社との間には、上記受託開発案件以外にライセンスの提供サービスが行われることとなっておりますが、当社がライセンスの提供元に支払うライセンス料が、当社がC社から受け取るライセンス料を大幅に上回っており、担当取締役は同サービスはサービス提供当初からサービスの提供期間にわたって、損失が発生する可能性が極めて高かったことを認識していたにもかかわらず事実を隠蔽して、合理的に見積もることが可能な将来の損失に対する引当金の計上を行っていませんでした。

当社は、平成30年12月期から令和3年12月期の期末付近における売上の前倒し計上されている事案が散見された。具体例として、ソフトウェア販売には導入・構築作業が付随しますが、かかる場合、会計基準上、当該導入・構築作業の完了をもって売上計上要件が充足されます。しかし、当該導入・構築作業を行わないまま作業完了報告書のみ先に署名を入手して売上計上し、実際の作業は作業完了報告書の入手後に実施した事案となります。その結果、売上を早期前倒し計上該当事案は、売上計上の取消を行い正しい時期での売上計上処理を行いました。

また、令和4年8月12日に第24期（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）有価証券報告書の訂正報告書等を提出後、再訂正が必要と思われる誤りが複数存在することが判明しました。

当社は、上記の事象を生じさせた主要因について、提出期限までの時間が限られた中で作業をしていたことと分析しており、具体的に以下の点と認識しております。

・提出期限が迫るなか、訂正有価証券報告書等に対するダブルチェック等、当社における正確性を担保する仕組みがないまま、その作成担当者による自己チェックのみによって印刷会社に提出する原稿を作成した。

当社が提出しました第24期（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）有価証券報告書の訂正有価証券報告書、同第1四半期報告書（自平成30年1月1日至平成30年3月31日）、同第2四半期報告書（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）、同第3四半期報告書（自平成30年7月1日至平成30年9月30日）の訂正報告書の一部を訂正する必要が生じ、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しました。今回の修正が発生した要因は、決算・財務報告プロセスの連結決算数値の検証体制・検証作業に不備があったと認識しております。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内容統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することはできませんでした。

なお、上記評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備について、開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告にかかる内部統制の重要性は認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を踏まえ、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- 1．予算策定の精緻化
- 2．企業風土の改革
- 3．コーポレート・ガバナンス／内部統制の強化
 - （1）役員に対するトレーニング機会の提供
 - （2）会計リテラシーの向上
 - （3）管理担当取締役と弁護士・会計士の社外取締役・監査役の登用
 - （4）内部監査体制の強化
- 4．与信管理の厳格化
- 5．適切な売上計上のための運用強化
- 6．事業の選択と集中の検討／海外子会社の管理強化

以上